平成２７年（フ）第１４８８号
名古屋市東区代官町２番１号　ユニーブル代官町901号
債務者　牧野　大樹
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９４号
愛知県清須市西市場３丁目３番地10　ファミーユ清須202
債務者　梅村みどり
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８２５号
名古屋市北区大野町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀５棟201号
債務者　菅田有記衣
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０９号
山口市吉敷赤田１丁目３番１号　リリーベルＡ202
債務者　原田みどり
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１００３号
福岡県朝倉郡筑前町朝日973番地１（１―203）
破産者　永留　正徳
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１０２号
福岡県糸島市二丈松国661番地１
破産者　園田　修一
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１２５号
福岡市中央区清川２丁目３番16―1409号
破産者　西中　　聡
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９９号
福岡市南区横手南町４番５号
破産者　ＬＯＫＡＨＩ　ＦＵＫＵＯＫＡこと
小森　康平
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1875番地45
破産者　根岸　弥生
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１７３号
埼玉県行田市城西２丁目６番21号
破産者　石井　　純
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県養父市大屋町中1473番地
破産者　本田　康子
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第９０１号
福岡県古賀市小竹244番地５
破産者　長竹　政人
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１１号
福岡市中央区六本松４丁目11番15―902号
破産者　白石　政名
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５９号
福岡市東区箱崎２丁目６番16―801号、前住所福岡県中間市蓮花寺３丁目13番12―103号　ジュエルヴィルタス
破産者　末益　健二（旧姓福山）
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3074番地７　サーパス城山103号、前住所神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目１番５―1103号
破産者　伊添　武志
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
埼玉県熊谷市肥塚1204番地４
破産者　西山　秀和
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９２号
徳島市南矢三町２丁目６番49号、旧住所徳島市名東町２丁目551番地の３
破産者　工藤　秀雄（旧姓新階）
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部